

## あきる野市一般廃棄物処理基本計画（案）について

## 1 計画改定の趣旨（P 1）

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

本市では、平成 30 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、市民や事業者、組合とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。

ごみ処理においては、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化や様々な問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、秋川衛生組合の解散に伴い平成 27 年 4 月から西秋川衛生組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成 31 年 3 月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年 10 月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月に策定され、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。

また、令和 2 年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

## 2 計画期間（P 4）

前計画の計画目標年度は令和 14 年度としていたことから、本計画の計画目標年度を令和 14 年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和 7 年度であったことから、中間目標年度を令和 7 年度とします。

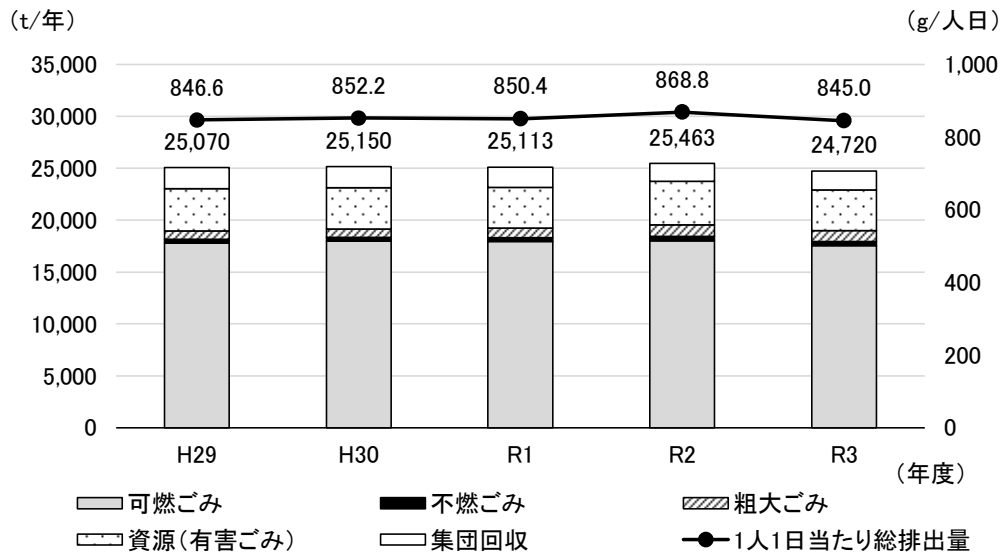
なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間	計画策定			中間目標年度		見直し（予定）					計画目標年度

### 3 ごみ処理の現状と課題（P 2 2）

#### ◎総排出量（P 3 4）

本市の集団回収を含めた総排出量は、平成 29 年度から令和元年度までは約 25,100t で推移していましたが、令和 3 年度は減少しています。種類別では、過去 5 年間で可燃ごみや資源（有害ごみ）は減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。



#### ◎1人1日当たり総排出量（P 3 6）

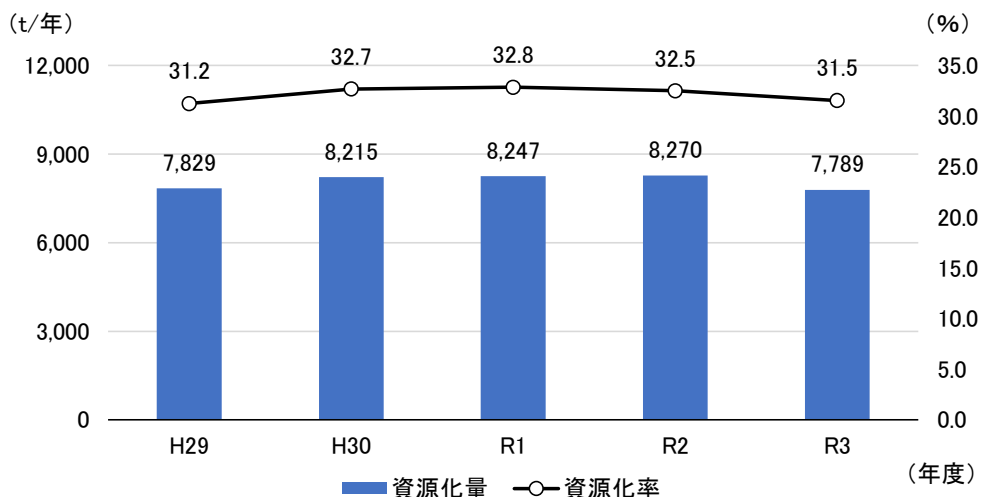
令和 3 年度の本市の 1 人 1 日当たり総排出量は 845.0g/人日であり、平成 29 年度から横ばいの傾向です。

また、全国平均や東京都平均と比較すると、平成 29 年度から令和元年度までの資源等を含む本市の 1 人 1 日当たり総排出量は、全国平均、東京都平均を下回っていましたが、令和 2 年度は東京都平均より多い排出量となっています。

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3	
1人1日当たり総排出量	g/人日	846.6	852.2	850.4	868.8	845.0
全国平均	g/人日	920	919	918	901	—
東京都平均	g/人日	888	875	871	839	—

#### ◎資源化量と資源化率（P 3 8）

資源化率は令和元年度に 32.8% となりましたが、令和 2 年度以降は減少しています。



### ◎ごみ処理の評価（P 39）

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。

類似市町村の平均値と比較すると、本市では、「人口1人1日当たり総排出量」は平均値程度ですが、「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は非常に良い水準にあります。「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は平均値程度となっています。

	あきる野市	類似市町村平均値
人口1人1日当たり総排出量(g/人日)	869	883
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	32.5%	18.5%
廃棄物のうち最終処分される割合	4.3%	8.6%
人口1人当たり年間処理経費(円)	13,258	13,217
最終処分減量に要する費用(円)	41,136	42,319

(令和2年度)

### ◎目標達成状況と課題（P 40）

本市の総排出量は、平成29年度から令和元年度まではほぼ横ばいでしたが、令和3年度は減少しています。1人1日当たり総排出量は、平成29年度から令和3年度の5年間では変わらないものの、令和2年度は増加しました。これは、新型コロナウイルスの拡大に伴い、新しい生活様式の定着によるごみの排出量に変化が生じたものと考えられます。

また、資源化率は平成29年度から令和3年度の5年間でおおむね32%前後で推移しており、類似市町村よりも高い資源化率となっています。

前計画の目標値と令和3年度を比較すると、1人1日当たり排出量（資源・集団回収除く）の目標が未達成であること、資源化率も未達成であることから、今後も可燃ごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理容器等の普及促進や食品廃棄物の削減等によるごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

## 4 ごみ処理基本計画（P 44）

### (1) 基本理念と基本方針（P 44）

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』を目指します。

### (2) 目標値の設定（P 62）

本市の総合計画の環境分野を担う環境基本計画の個別計画として位置づけられています。よって、本計画の中間目標年度は環境分野における上位計画として位置づけられている環境基本計画の目標値を引き続き目指すこととします。また、計画目標年度は、新たな施策を追加した場合の数値を新たな目標値とします。

#### ◆中間目標年度（令和7年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約39g/人日削減
- ・資源化率：約34%
- ・最終処分量：令和3年度比で約249t/年削減

◆計画目標年度（令和14年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約95g/人日削減
- ・資源化率：約35%
- ・最終処分量：令和3年度比で約306t/年削減

目標値	令和3年度 実績	令和7年度 中間目標年度	令和14年度 目標年度
1人1日当たり排出量 （資源除く）	648.7g/人日	609.3g/人日 （約39g削減）	553.9g/人日 （約95g削減）
資源化率	31.5%	34%	35%
最終処分量	1,009t/年	760t/年 （249t削減）	703t/年 （306t削減）

(3)ごみの減量のための施策（P63）

- 食品ロスの削減
- 「廃棄物減量等推進員」の運営・推進
- 落ち葉の堆肥化の推進
- あきる野環境フェスティバルへの参加
- 省資源化・ロングライフ化の推進
- 事業者へのごみ減量啓発
- ごみの戸別収集・有料化の継続
- 広報・啓発活動
- 生ごみの減量促進
- 水切りの徹底
- 廃食油の有効利用の促進
- グリーン購入の推進
- 資源分別の徹底
- 資源集団回収の推進

5 生活排水処理基本計画（P73）

(1)生活排水処理の現状

◎生活排水処理形態別人口（P74）

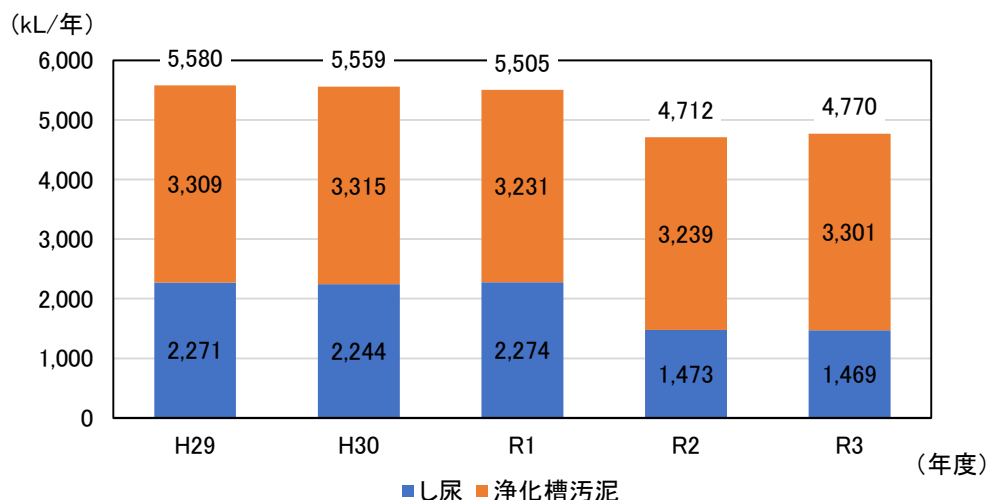
区分		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口(10月1日)		(人) 81,133	80,854	80,686	80,292	80,149
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 81,133	80,854	80,686	80,292	80,149
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 77,146	77,169	77,201	77,073	77,274
	(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人) 0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 2,581	2,554	2,384	2,326	2,255
	(3)公共下水道人口	(人) 74,565	74,615	74,817	74,747	75,019
	(4)農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0	0	0
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	(人) 3,029	2,845	2,692	2,490	2,194
	4.非水洗化人口	(人) 958	840	793	729	681
(1)汲み取り人口	(人) 952	835	788	724	677	
(2)自家処理	(人) 6	5	5	5	4	
生活排水処理率※2		(%) 95.1%	95.4%	95.7%	96.0%	96.4%
水洗化率※3		(%) 98.8%	99.0%	99.0%	99.1%	99.2%

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設。

※2 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※3 水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口×100

### ◎し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況（P 7 5）



### (2)生活排水処理の課題

#### ◎生活排水処理全般における課題（P 7 8）

生活排水処理率は令和2年度において96.0%であり、全国平均の88.3%を上回っていますが、東京都平均の99.6%を下回っています。

そのため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

また、汚水処理施設が未整備の地区については、早期の整備完了を目指し、経済的かつ効率的な整備手法について、検討が必要です。

#### ◎し尿及び浄化槽汚泥処理における課題（P 7 8）

収集・運搬業務は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増加することから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

また、組合の現施設は、平成31年3月に供用を開始し、今後も適正な維持管理に努める必要があります。

### (3)生活排水処理基本計画

#### ◎生活排水に係る理念、目標（P 7 9）

豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

#### ◎生活排水処理施設整備の基本方針（P 7 9）

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや地理的条件などから、これまでどおり、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、組合が管理・運営する汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。なお、下水に流れるし尿は、東京都下水道局の「八王子水再生センター」で処理を行います。

#### ◎収集・運搬計画（P 8 1）

収集・運搬の範囲は現行どおり、行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

#### ◎中間処理計画（P 8 1）

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

#### ◎資源化・有効利用計画（P 8 1）

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

#### ◎最終処分計画（P 8 2）

有効利用後の焼却灰については、現行のとおり、第2御前石最終処分場に埋立処分します。

#### ◎生活排水処理区域計画（P 8 2）

本市では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

また、現在、下水道部局により、公共下水道の未整備区域については、処理方式及び処理区域の検討を行っています。

### 6 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月	7日	環境建設委員会にて説明
令和5年	1月～2月	パブリックコメントの実施
令和5年	1月16日	廃棄物減量等推進審議会の開催
令和5年	2月	廃棄物減量等推進審議会の開催（答申）
令和5年	3月	計画の策定（決定）
令和5年	3月	議員全員協議会にて報告